

「登録型本人通知制度」を ご利用ください ～戸籍や住民票等の 不正請求の抑止にむけて～

私たちの生活の中で様々な手続きに使用する住民票の写しや戸籍謄（抄）本等は、個人情報保護意識の高まりから平成20年に法律が改正され、交付請求者が特定される（別表）とともに請求時における請求者の本人確認を運転免許証など写真付き書類の提示を受ける方法などにより厳しく行うことになりました。

しかしながら、近年第三者等（※）により戸籍謄本を不正に取得するといった事件が全国で発生し、これら不正に取得された戸籍謄本が婚姻や養子縁組等の手続きに使用されたことが明らかになっています。

このような状況を受け、更なる不正請求抑止対策となる「登録型本人通知制度」の必要性が全国で高まり、市では昨年6月から実施しているところ です。

▼別表

	住民票関係証明書	戸籍関係証明書
請求者の範囲	●本人 ●同一世帯員	●本人 ●配偶者 ●父母、子、 祖父母等
	※第三者等 ●本人等から委任された代理人 ●自己の権利の行使又は義務を履行する者 ●弁護士、司法書士等の特定事務受任者	

○登録型本人通知制度とは

不正請求の抑止や個人の権利侵害の防止を図ることを目的として事前に登録することにより、登録者の住民票等などの証明書を第三者等に交付した場合に、その交付の事実を郵送により本人に通知する制度です。

○通知の対象となる証明書

・住民票（除票）の写し

・戸籍謄（抄）本

・戸籍附票の写し

○登録の対象となる人

・市に住民登録がある（あった）人

・市に本籍がある（あった）人

○通知する内容

・交付年月日

・交付した証明書の種類と通数

・交付請求者の種別

（※第三者等）

○申込方法

①本人が窓口申し出る。

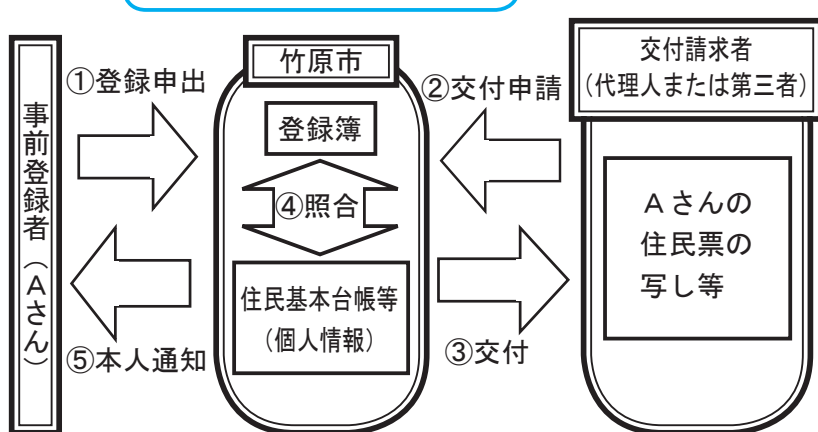
②代理人が申し出る場合は委任された書面を持参してください。

③市外在住など直接窓口に来られない場合は郵便による申出も可能です。

○本人確認書類

登録申出の際には運転免許証、写真付き証明書等、本人確認書類をお持ちください。

本人通知制度のイメージ図



「人権啓発講座」を開催します！

日時 8月4日（木）

18：30～20：00

場所 人権センター 会議室

演題 犯罪被害者等への途切れない支援を目指して

講師 福山大学人間文化学部長
心理学科教授 平 伸二さん

問い合わせ

人権センター ☎ 22-3726

「人権のまち竹原」市民研究集会

日時 7月31日（日）

14：00～15：30

場所 勤労青少年ホーム3階軽運動場

テーマ 親子じゃないけど家族です
～富山型デイサービスの実践報告～

講師 NP0 法人にぎやか理事長（富山県）
阪井 由佳子さん

問い合わせ

人権センター ☎ 22-3726

本制度は、市民のみなさん自身が自己の個人情報を守る手段の一つです。不正請求抑止に向けてご利用ください。

受付 市民課市民係、支所・出張所
問い合わせ 市民課市民係
☎ 22-17734